

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく  
第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成22年8月10日～9月8日(ダイズ1件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ (変異 <i>aad-12, pat, Glycine max (L.) Merr.</i> ) (DAS21606, OECD UI:DAS-21606-3)	隔離圃場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成22年8月10日(火)から9月8日(水)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	3通
整理した意見数	3件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について  
(平成22年8月10日～9月8日(ダイズ1件))

意見概要	意見要旨	対応方針	件数
1 遺伝子組換え農作物の安全性について	<p>この問題に関しては、以前から品種改良との違いが明確でないと思っています。品種改良も結局は遺伝子レベルでの改変が成されているわけであって、手段・方法・改変にいたるまでの期間の違いのみであって品質そのものに違いは無いのでは、と。従いまして、遺伝子組換え大豆の使用につきまして、個人的には何の異論もありません。</p>	<p>遺伝子組換え技術による品種改良と従来からの品種改良との違いについては、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 遺伝子組換えによる品種改良では、目的とする機能を持つ遺伝子のみを、生物の種の壁を超えて、作物に直接組み込むことにより、目的とする形質を示す個体を獲得するのに対して、</li><li>・ 従来からの品種改良では、同種又は近縁種の間で交配を行い、目的とする形質を示すものを選抜することを繰り返し行い、最終的に目的とする個体を獲得する</li></ul> <p>という違いがあります。</p> <p>これまで、遺伝子組換え技術を利用して、特定の除草剤に耐性を持った作物や害虫に対する抵抗性を持った作物などが開発されてきました。こうした遺伝子組換え技術を利用してつくられる生物が、食品や飼料として利用する場合に人や家畜に影響を及ぼしたり、輸入や栽培をした場合に環境中へ放出され生物多様性に影響を及ぼしたりすることを未然に防止するため、以下のとおり、それぞれの法律に基づいて個別に使用等の可否が判断される仕組みになっています。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 食品としての安全性に関しては、食品安全基本法及び食品衛生法</li><li>② 飼料としての安全性に関しては、食品安全基本法及び飼料安全法</li><li>③ 生物の多様性への影響については、カルタヘナ法</li></ol>	1
2 遺伝子組換え農作物の安全性について	反対します。 もっと長い期間での調査をして下さい。	<p>カルタヘナ法では、第一種使用規程の申請があったときは、有害物質の产生性や競合における優位性、交雑性等の観点から学識経験者の意見を聴き、生物の多様性を損なうおそれがないと認めるときに、主務大臣がその申請を承認しなければならないこととされています。今回の申請については、生物多様性影響評価検討会において十分な検討が行われ、生物多様性に影響が生ずるおそれはないと評価されたことを踏まえ、承認することとしました。</p> <p>なお、遺伝子組換え技術そのものが比較的新しい技術であることから、</p>	1

		<p>カルタヘナ法においては、承認日以降に、科学的な知見の充実などにより生物多様性への影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合は、当該第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとされています。さらに、将来仮に我が国の生物多様性への影響が生ずるおそれが認められるようになった場合に、承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するための措置をとることとされています。加えて、主務大臣は、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ぜることができます。なお、このようないくつかの措置により生物多様性に影響が生ずることがないよう対応することとしています。</p> <p>なお、今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、再評価の実施や第一種使用規程の見直しを行うこととしています。</p>		
3	遺伝子組換えダイズについて	<p>食料自給率をカロリーベースで論理展開するのであれば、早急に承認すべきです。 但し、油脂や飼料用の大豆に限定し、国内大豆の増産を推進すべきです。</p>	<p>カルタヘナ法では、第一種使用規程の承認申請があったときは、有害物質の產生性や競合における優位性、交雑性等の観点から学識経験者の意見を聴き、生物の多様性を損なうおそれがないと認めるときは、主務大臣がその申請を承認しなければならないこととされており、今回の申請も、こうした観点から承認することとしました。</p> <p>なお、今回の申請は、隔離ほ場での栽培、保管、運搬及び廃棄等を内容とするものであり、今回の承認をもって、対象となるダイズが、油脂、飼料又はそれらの原料として流通することはありません。</p>	1